

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業環境影響評価準備書に対する

鶴岡市の意見

E N E O S リニューアブル・エナジー株式会社が、本市三瀬矢引周辺で準備している風力発電事業について、環境影響評価準備書に対する本市の意見としては以下のとおりである。

1 全般的事項

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 自然環境及び生活環境への影響について

「下記の2」個別事項に係る、騒音・低周波音、風車の影、動物、地形・地質及び排水計画等の地域特有の自然環境及び地域住民の生活環境への影響について、回避し、又は十分低減できない場合には、風力発電設備の配置変更も含めた事業計画の再検討を行うこと。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域周辺で稼働中のJ R E 鶴岡八森山風力発電所との累積的な影響について、騒音及び低周波音、風車の影、動物など、影響が生じるおそれのある環境影響評価の項目ごとに、上記の事業計画の再検討を踏まえ、予測及び評価し、その結果に基づいた事業計画とすること。

(4) 事後調査等について

- ① クマタカ等の希少猛禽類については、本準備書における調査及び解析結果の比較を行う等、適切な評価が行えるよう、調査期間、調査頻度、調査時期、調査方法及び調査結果の評価方法を記載した計画とすること。

- ・営巣中心域、高利用域、高利用域内好適採食地等を含む行動圏の変化
 - ・繁殖成功率の変化
- 等

- ② バードストライク発生時の対応計画及び措置フローとして、調査方法や対応期間等を明確に定め、その内容について評価書に記載すること。

また、バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物による持ち去り等の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

- ③ 騒音・低周波音、生態系等、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果について報告書として取りまとめ、公表に努めること。

2 個別事項

(1) 騒音、低周波音等について

対象事業実施区域の周辺には、一般住宅のほか学校等の配慮が必要な施設が多く存在している。準備書における風力発電設備から住宅地までの距離が約700mと近接している地区もあり、騒音・低周波音による住民の生活環境への影響が懸念される。

環境影響評価法の手続における騒音・低周波音等の調査に係るISOモデル(2024)が改訂されていることから、騒音、低周波音等の調査として、最も近い住宅が測定地点となっていない場合には、改訂されたモデルにより改めて評価を行い、再度評価検証し、基準を満たしていない場合には、その結果を踏まえ、住宅地までの離隔距離を確保するとともに、騒音等による生活環境への影響を回避し、又は極力低減させること。

風力発電設備の稼働に伴う騒音については、十分な事前説明を行うとともに、環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導及び助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影について

対象事業実施区域周辺の住宅に風力発電設備の影がかかると評価されており、風車の影による生活環境への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① 評価書の作成までに、更に詳細な検討を行うとともに、その検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討及び実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居に居住する住民に対しては環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- ② 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 生態系（動物）について

対象事業実施区域周辺には、県指定文化財天然記念物「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」やラムサール条約登録湿地である「大山上池・下池」が存在している。

これらの場所には多種類の鳥類が生息し、冬には多くの水鳥が飛来する全国的に重要な越冬地となっている。

「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的な考え方」（環境省：令和6年6月）によれば、「風車建設位置が隣接するクマタカ繁殖ペア

との干渉行動や、旋回飛翔が集中する場所ではない」こととされている。対象事業実施区域では、クマタカの営巣が確認されており、風車建設位置が隣接するクマタカ繁殖ペアとの干渉行動や、旋回飛翔が集中する場所となっている。

また、JRE鶴岡八森山風力発電所内で回収されたクマタカの死骸の死因について、東北地方環境事務所では、当該風車（第5号基）と衝突したことに起因して死亡した蓋然性が高いと判断している。

このようなことから、鳥類の渡りについて、対象事業実施区域を通過する飛翔軌跡と主要な渡りルートについては、極力影響を与えないようにすること。

対象事業実施区域周辺における鳥類、コウモリ類その他希少動物の生態について、本事業計画の再検討を踏まえ、ブレード塗装に加え、タワーへのシール貼付等による鳥類の視認性を高める措置、稼働調整等を含めた環境保全措置を検討するとともに、特にクマタカの飛翔が多く確認される南側の2基については、配置の変更を検討する等動物及び生態系への影響を回避し、又は低減すること。

(4) 生態系（植物）について

事業区域内の改変区域及びその周辺では、山形県第2次レッドリスト（植物編）で指定している、絶滅危惧種Ⅱ類「ギョウジャニンニク」及び「ムラサキニガナ」、また、準絶滅危惧「コシノカンアオイ」の自生地となっている。

事業実施においては、適切に移植を行うとともに、事後調査により生育環境に影響が認められる場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(5) 地形、地質及び排水対策について

対象事業実施区域の地形は中・急斜面であり、表層地質は石灰を含んだ礫岩・砂岩・泥岩からなる固結堆積物で比較的柔らかい地層と見られる。そのため、工事に伴う土砂災害や雪崩の誘発のほか濁水の発生のおそれがあることから、安全性の高い事業計画とすること。

また、海水浴シーズンの雨天時に土砂工事を行うことにより、土砂の濁りが発生し、海水浴客に影響を及ぼすため、施工時期に留意すること。

林地における排水量の算定に当たっては、近年の予想を超える集中豪雨による災害が発生している状況を踏まえ、降雨強度等安全性の高い数値を用いて排水量を算定した排水計画とすること。

建築物及び工作物、林道の施工において、立木伐採の残材処理を適切に行うとともに、流路の構造物として、特に横断暗渠等の構造物を設置する場合は、適切な大きさに配慮すること。

対象事業実施区域は、県が指定した水資源保全地域（平成27年県指定）として、この地域の貴重な水資源であり、地域住民では生活用水として利用していることから、

森林等の水源涵養機能の維持に配慮した事業計画とすること。

(6) 林道、作業道について

既存の林道及び作業道については、工事完了後は維持管理に配慮しつつ、極力原形復旧するとともに、工事期間内についても機能を補完する手立てを行うこと。

ブレード等の搬入の際の周辺の樹木の伐採などによる環境への影響を極力回避するなど、環境の保全に十分配慮すること。

また、林道及び作業道の整備に伴い、集中豪雨による下流域での河川の増水等が懸念されることから、対象事業実施区域内での治水対策について、十分検討を行うこと。

(7) 切土、盛土その他の土地の造成について

対象事業実施区域が、宅地造成及び特定盛土規制法において山形県知事が指定する対象区域に指定された場合は、一定規模以上の盛土や切土を伴う工事の実施に県知事等の許可が必要となるため、必要な手続を行い、適切に工事を実施すること。

(8) 埋蔵文化財包蔵地等について

対象事業実施区域には、山城跡（1ヶ所）、遺跡可能性地（2ヶ所）を確認している。

山城跡については、再調査確認後、山形県へ遺跡発見届を提出し、今後、県において埋蔵文化財包蔵地として周知（遺跡登録）される予定である。

遺跡可能性地については、市による試掘調査を経て遺跡発見届を提出後、山城跡同様に埋蔵文化財包蔵地としての周知（遺跡登録）対象となる可能性がある。

これらの埋蔵文化財包蔵地については、開発ルートの変更等の現状保存ができない場合は、文化財保護法上の手続が必要となる。

事業予定地の付近には、国天然記念物「気比神社社叢」、県天然記念物「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」があるため、影響のないよう配慮すること。

(9) 景観について

垂直見込角の最大値が最大7.1°となる「矢引地区」及び最大8.8°となる「中山地区」の予測について、「圧迫感を与えるには至らない」としていることについて疑義がある。この点、参考資料としている「景観対策ガイドライン（案）」において、この予測角度の範囲は見え方の記載がないものの、その前後の範囲は「圧迫感はあまり受けない（上限か）」と「圧迫感を受けるようになる」と記載がある。その間の見え方として、「圧迫感を与えるには至らない」と予測結果を結論づけた理由を加筆すること。